

電気・ガス価格高騰対策事業者支援補助金について

1 概要

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、電気及びガスの価格高騰の影響を受けた市内事業者に対し、その事業の用に供する電気及びガスの使用料の一部を補助することにより、当該市内事業者の経営の安定を図るもの。

2 補助金の名称

電気・ガス価格高騰対策事業者支援補助金

3 対象

次の①、②の要件を満たす事業者

- ① 令和6年8月31日以前から市内に事業所を有する中小事業者（個人事業主を含む）または社会福祉法人で、かつ、市内で事業活動を営み、引き続き市内において事業を継続する意思を有する者。
- ② 令和6年5月から9月までに使用した事業用の電気料、ガス料金の合計が20万円以上であること。

4 補助金額

定額5万円（1事業者1回限り）

5 申請期間

令和6年12月2日から令和7年1月31日まで

※ただし、予算の上限に達した場合は、申請期限内であっても終了となります。

6 事業費

30,500千円

【問合せ】

産業振興部 商工振興課

担当：平間、浅山

TEL:0282-21-2371